

第三十四回国 参議院建設委員会會議録第十七号

(二二二)

昭和三十五年三月二十八日(月曜日)午後一時四十九分開会

委員の異動

本日委員前田佳都男君及び森中守義君辞任につき、その補欠として太田正孝君及び武内五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 龍藏君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小山邦太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
米田 正文君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君
村上 勇君

政府委員

建設大臣 村上 勇君
経済企画庁長 大來佐武郎君
合計画局長 山崎 齊君
林野庁長官 大沢 雄二君
建設政務次官 鬼丸 勝之君
建設大臣官房長 山本 三郎君
建設省河川局長

建設省河川局長 曾田 忠君
常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の會議に付した案件
○治山治水緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

治山治水緊急措置法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

御質疑の方は御発言をお願いします。

○小平芳平君 この治山治水緊急措置法案、それからまた治水特別会計、この両法案が出されて今審議中のわけですが、非常に災害を防止し、国土を開発し、また国土の保全を十分に期せようとするこの兩面的な法案が出されたことは、建設大臣、それから建設省当局の非常な御努力の結果だと思ひます。

そこで、私が若干御質問いたしたい点でございますが、まず第一に、この緊急措置法案の目的であります、治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することによって国土の保全と開発をはかるという目的であります。従来も治山治水事業は緊急かつ計画的に行なわれてきたと思ひますが、どういふ点が緊急かつ計画的になるかという点について、總括的に御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(村上勇君) 従来も治山治水につきましても、最も重要な一つの国の施策として取り上げておたのであります。従来も建設省あるいは農林省におきまして、これらの計画を樹立いたしました。ただ単にその省の固における計画でありまして、これを財政当局、たとえば大蔵省あるいは企画庁等の政府全体として、これがその計画の規模等を十分認識し、また政府としてこれに対する一つの施策を間違ひなく年次計画に従つて行なうという事になります。は、どうしても正

式な閣議決定による裏づけがなければ、とかく財政の都合のいいときは、相当治山治水の事業費というものがふくらみますが、ちよつと何か故障がある、これが非常に財政的に制約されまして、われわれが何をしてもまず、人命を犠牲にしないという、この治水対策と水防対策というよりなものが、とかく国の予算から制約を受ける場合がままあったのであります。これらを私どもとしては、どうしても何ものよりも優先的に、この年次計画によって災害を逐次防止するという方針をはつきりとここに樹立しなければ、民生の安定、経済基盤の確立を十分確立することができないというよりなことで、今回かような治山治水の基本法なるものを上程いたしました次第であります。これによってわれわれが今まで心配しておりました国土の保全が十分期せられる、かように思つてゐるのであります。

○小平芳平君 そういたしますと、閣議決定によつて予算を十年計画あるいは五年計画と確保するという点が非常に重要な点であるというふうに了解してよろしいわけでございますね。

で、この法案によりまして、治山については農林大臣、治水については建設大臣、その両大臣が相互に調整をはからなければならぬ。あるいはまた、経済企画庁長官に協議しなければならぬという事になります。今まで建設大臣の責任として行なわれてきたことが、その両大臣の協議とか、経済企画庁に対する協議とかあるいは閣議決定とか、その責任の所在がかへつてぼやけてしまひはしないかというよりな感じが受けるのであります。特に災害がありますと、まづ先に建設大臣が矢面に立ちまして、建設省はどうか、どうしたと言われがちであります。そういふ点かへつて責任分散みたいな結果に陥りはしないかというよりな感ずるわけですが、その点についてはいかがでしよう。

○國務大臣(村上勇君) 一応そういうふうに、表だけを讀んでみますとそういうふうな考えられる節もあるかもしれませんが、政府としては、治山治水の計画を立てて、これが建設大臣が立てた、あるいは農林大臣が立てたものを、もう一度政府全般から見た、いわゆる国全体から見たものはどうかというよりな点について、企画庁長官は国のすべての企画についての責任大臣でありますので、この企画庁長官と

一応相談して、経済の成長率はどうか、あるいはこういふ場合には経済の成長率とか、あるいは国民総生産等を考慮に入れた場合にはこうなるが、しかし、それになお優先しなければならぬので、まあこの程度のパーセントの伸びならやむを得ぬだろう、そういういろいろなもの裏づけをする立場にあるのが経済企画庁であります。

で、総合的な関係を検討する場合に、どうしてもこれを私は一応経済企画庁長官、いわゆる内閣総理大臣の企画を代行している企画庁長官に相談をするという事が閣議決定の際の――閣議にはかかる場合にもその方がスムーズにいけるのであります。これらの裏づけがなくて、ただ単に建設省あるいは農林省で勝手に企画をして閣議に臨みまして、どうも閣議決定の場合に、もう一ぺんそういう全体の企画を検討することになりますので、そういう点から申しまして、どうしても経済企画庁長官と相談し、話し合ひをして、そうしてはつきりしたそこに線を出して行くということが私は望ましいと思つて、かようにいたしておるのであります。

○小平芳平君 この国土総合開発法によりまして、やはり経済企画庁長官に計画を提出する、あるいは企画庁長官が事業計画について必要な調整を行なうというふうになつてゐるのですが、今度の緊急措置法というところの協議と、それからこの総合開発法というところの総合調整とは、大体似通つたものでしょうか、それとも根本的に違ふ

ところがあるでしょうか。

○政府委員(山本三郎君) 国土総合開発法によりましては、たとえば全国総合開発計画におきましては、「内閣総理大臣は、関係各行政機関の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。」というふうに相なっております。これは企画庁長官が実際の計画を作るわけでございますが、その際におきまして、全国総合開発計画の内容といつても、それは、治山治水の計画も入っておりますし、電源開発も入っておりますし、あるいは土地改良の計画も入っております。その各省が責任を持っていろいろな計画を作っておりますので、全国総合開発計画を作るときは、その調整が必要でございますので、各省関係にわたりますので、関係行政機関の長の意見を聞くということに相なっているわけでございます。今回の治山治水計画を経済企画庁長官に協議しようというの、しばしば御説明申し上げておられますように、長期の経済計画あるいは国土総合開発計画も企画庁で所管しておりますので、それらと調整をはかる意味におきまして、建設大臣あるいは農林大臣は企画庁長官に協議をしようということでございます。従いまして、いづれも調整を必要とするという意味において協議するといふ点は同じでございますが、内容といたしましては、多少企画庁で協議をいたします内容は、各省のおのの権限を有する事業の総合体でございますので、内容といたしましては、多少の違いがあるわけでございます。しかし、いづれ

も調整をとっておかなければいかぬという点で、協議をするという点については同じだといふふうに考えております。

○小平芳平君 要するに、責任は建設大臣にある。いわゆる企画、立案から実施に至る責任が建設大臣にある、このように了解してよろしうございませうか。

○政府委員(山本三郎君) 計画並びに施行の問題につきましては、企画庁長官にも協議をいたさなければならぬ、これは別の観点から協議をいたしているわけでございます。治山治水の責任というものは、やはり農林大臣、建設大臣にあるということに解釈して適当だと思います。

○小平芳平君 それから、次にこの治水事業であります。緊急措置法の方では、河川、砂防、地すべり、特定多目的ダム、概略この四項目をあげておりました。次の事業は、治山事業または治水事業に含まれないものとするとして、災害復旧、災害関連、伊勢湾高潮、その他の事業はこの緊急措置法に含まれない、こういうふうになっていくわけですが、特別会計の方に、直轄事業あるいは受託工事あるいは災害復旧その他が特別会計に入っているわけですが、こういうふうにして理由について御説明を願いたい。

○政府委員(山本三郎君) 緊急措置法におきましては、建設省関係といたしまして、河川、砂防、地すべり、ダム、こういうことでございます。また、河川の工事といたしまして、ただいまお話しがございましたように、災害復旧なり、あるいは災害関連事業あるいは伊勢湾等の高潮対策事業の中にも

河川に関する事業はあるわけでございますが、これは災害に関連いたしました起こってくる事業でございますので、あらかじめ計画を策定しておくことができないわけでございます。従いまして、五十年計画なり十一年計画なりを策定するといふことが不可能なわけでございます。従いまして、五十年計画なり十一年計画の対象として含めることはできないといふことから、緊急措置法の対象からは除外してあるわけでございます。

今度特別会計の問題でございますが、特別会計におきましては、やはり河川、砂防、地すべり、ダムが主体でございます。しかし特別のものといつたしまして、伊勢湾の直轄の高潮対策事業だけを特別会計で処置しようといふことにいたしておるわけでございます。一般の災害復旧、それから一般の災害関連事業あるいは鉱害復旧事業等は特別会計の対象といたしておりました。伊勢湾の直轄高潮対策事業だけでございます。これをどうして特別会計に入れたかという理由でございますが、これは御承知のように愛知県、三重県、伊勢湾高潮対策事業といふことに相なっております。これにつきまして、この中には木曾川の下流あるいは鈴鹿川の下流等の直轄の河川で行なっている直轄事業区域の中の高潮対策事業があるわけでございます。従いまして、河川事業と密接な関係があるものでございまして、同じ会計で処理した方がよろしいという関係で、この伊勢湾直轄事業だけを特別会計で処置することにいたしておるわけでございます。そうした方が、会計が同じで処理

した方が、相関連する事業でございまして、その方が非常に都合がよろしいといふことで、そういう処置をいたしておるわけでございます。

○小平芳平君 その点よくわかりました。この災害復旧の場合ですけれども、原形復旧か改良復旧かというものが議論されて、最近の災害の状況から見ると、改良復旧の方がよろしいと、二度と災害を受けないようにならねばならないように、理想的にいえば二度と災害を受けないようにならねばならない。理想論といふよりも、現実論といふよりも、この災害復旧は緊急に措置されなければならぬことは言うまでもない。また、この将来の長期計画に耐え得る災害復旧でなければならぬ。この緊急措置法では十年計画の方を論議して、ほんとの緊急の方の災害は緊急措置法から除かれるというふうな、どうもその法案の名称と中身がちがはぐみだいに感じますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(山本三郎君) その点、一つの法律にいたしまして、おおよそ災害の復旧事業なりあるいは災害の防止事業なりは、一つの法律を作つて処置するならば、非常に明確ではないかという御質問だと思つて、私もそういうことにいたしたならば、非常に明確に扱えるといふふうにも考えられるわけでございます。別途、公共土木施設の災害復旧事業費国庫負担法というのがあるわけですが、建設省の河川、道路、それから砂防、それから運輸省の港湾、それから農林省の治山等を一括いたしまして災害復旧の処置をする法律がございまして、これについての改正の御

意見等はもちろんおありのことと思つて、緊要工事は三カ年で復旧するといふ原則が確立されておりました。従いまして、治山治水の五十年計画なり十一年計画よりも、災害の方はすでに緊要工事三カ年復旧の原則が確立されておるわけでございます。その点につきまして、法律関係は進んでおつたという関係でございます。ただこの問題につきましても、こういうふうな改良した方がよい、改正した方がよいといふふうな御意見はあると思つて、すでに緊要工事三カ年復旧の原則が確立されておりました。その法律改正以後はその方針によつて、その法律改正以後は復旧する、できるというふうなことで進められておられますので、むしろこの緊急措置法があとから追いつけて行つたというふうな形でございます。合

わせて一本になりました。災害復旧と災害防止対策が、年次計画を作つてが、つちりと施行させていくということに相なつたわけでございます。

○小平芳平君 そういふ点はよろしいですけれども、従来でも、ともすると計画がまちまちであつたり、要するに今日のように行政が分化し過ぎるほど分化しておりますから、ともすると、そういう点で計画といふ、施行といふ、ばらばらになりがちである。まあ、もとより権力者の命令一本で工事をするし、計画もするといふようなわけには参りませんが、そういうところに、同じ建設省でも、こういうふうに分かれる、ましてや各省との関係もある、その接

触点に大きな穴があいて、大きな災害を受けるというよりなことになると思います、その災害を受けるのは大衆でありますから、そういう点で、災害復旧と、それから緊急措置法との関連ですけれども、問題ない、十分建設省一本の仕事だから、観念的には分けただけであって、実際には問題ない、こういうことですか。

○政府委員(山本三郎君) 従来におきましても、たとえば災害が起きた場合におきまして、それをどういうふうな復旧したら将来またやられるというふうなことがないかというふうな点は、いろいろまあ研究はして処置して参ったわけですが、今回、緊急措置法が実施されました、十カ年計画あるいは五カ年計画が確立されました、その確立されたところに起こった災害につきましては、計画が定まっておりますので、災害復旧をするに際しまして、その計画に沿って実施できるということに相なるわけでございますので、この計画が確定されていることは、非常に私は、災害復旧の面からいいますと非常に前進をする、とだといふふうに考えております、いずれも相互関連ある事業でございますので、災害を受けたときにも、できればこういうふうな復旧したいという、河川の改修計画なりができておりますれば、非常に都合がいい、私はむしろこの計画が確定されたために、災害復旧の方も非常に工合がよく進められるのではないかと、いふふうに考えております。別々の法律ではございまして、中央におきましても、地方におきましても、同一の機関が運営するわけ

でございますので、その点については支障ないものと考へておる次第でございます。

○小平芳平君 この十カ年計画では、しばしば御説明がありましたように、毎年一・五％の伸びを見てゐる。経済の発展は七・二％ほどではないだろうかという御説明があったわけですが、この点について経済企画庁の方見えておりますか。

○委員(岩沢忠義君) もう少ししたら来ますから……。

○小平芳平君 で、その一・五％の伸びは、人件費ですね、事務費、人件費の増大する部分はどの程度に見られるのか。

○政府委員(山本三郎君) この点につきましては確固たる今数字がございせんが、昨年度に比しまして、今年度が同じ人間ならばどのくらいかという点で申し上げますと、四、五％程度の上がりというふうに考えられてゐるわけでございます。

○小平芳平君 大蔵省では四％、中だるみ正で四％というふうに言っておりましたですが、その点どうでしょう。

○政府委員(山本三郎君) 大体そんな見当ではないかというふうに考えます。

○小平芳平君 昇給分は。

○政府委員(山本三郎君) ただいま申し上げました数字は、大体昇給分といふふうに考へてゐる次第でございます。人等がふえますれば、それに従ひまして、その分はまた別に加わるわけでございます。

○小平芳平君 非常にその経済の伸びが七・二％で、中だるみ正昇給分を

入れて四、五％ということは、非常にその労務管理の上から見て無理じゃないでしょうか。

○政府委員(山本三郎君) 今のお話でございますが、経済の伸びは七・二％だけども、昇給分が四％では無理ではないか、まあ昇給、月給をもらう者が、経済の伸びに應じた給料をもらえない、こういう点であらうと思ひますけれども、まあ七・二％というのは、人口は増しても、国民所得が全部としてそれだけ伸びるということでございます。人口も伸びますからその点ではどうなりまして、私も――企画庁あたりではよくわかるかと思ひますけれども、まあ経済の、人口の伸び率に應じたくらいの昇給はさせなければならぬという理屈は、私もわかるわけでございますが、今の四％程度は、従来の実績で申しますと、それくらいの程度ではないかということをお願いした次第でございます。

○小平芳平君 建設省の關係の職員は特に定員外職員が多いし、それからこの予算定員の方の職員も、実際には人事院勧告によつてその昇給、昇給じやなくて、ベリスアップを考へようというわけで、去年の人事院勧告がこうというわけで、三十五年度から実施されようというわけですが、そこでその人事院勧告は、三十四年度に出された人事院勧告は、実は三十三年度で、三十三年度の給与あるいは物価、生計費、そういうものを調査した結果である。それが三十四年に勧告されて、やつと今実施されようと、こういうわけですか、大体その公務員の給与は、あとからあとから追つかけていく。それでいつも民間に取り残されがちである上に、その上になおかつ定員外の職員をたくさんかかへてゐる。そういうふうなことで、非常にその人事管理の上に無理があるように感ずるのですが、どうでしょうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま小平先生から建設省の職員につきまして、とにかく、公務員全体として給与ベースが低いんじゃないか、人事院の勧告もよく実施されてゐる。特に建設省の場合は常勤非常勤職員が相当あるの、なお人事管理上、大きな事業を遂行していく上に困る点がありはしないかという御質問でございますが、私も、まあ給与は全体として、特に民間に比べて決していゐると思つておりません。しかしながら、まあ國家公務員という誇りもございまして、また、仕事に対する情熱も職員が持つておりますので、実際の仕事のやり方等をお互いに工夫いたしまして、現在の給与条件のもとにできるだけ能率を上げていくように、いろいろまあ苦心をいたしてゐるわけでございますが、まあ給与の問題は、國家公務員全般の問題でございます。で、まあ建設省關係の職員だけがよくなるようにというわけにはなかなか参らぬと思ひます。しかしながら、超過勤務手当等につきましては、建設省としては、まあ毎年のことではございますが、非常に努力をいたしまして、毎年相当増額を見ておるような状況でございます。超過勤務手当等、まあその他の特殊勤務手当等も若干ございますが、これらを重点的に配分いたしまして、關係職員の勤勞意欲を向上させるように一そりの

努力をいたしたいと考へております。なお定員外職員の問題につきましては、先生も御案内のことと思ひますが、私も多年先生方の御支援もいただきまして、定員化に努力をいたしてきておる次第でございます。まあ政府といたしましては、近い機会に定員法の改正を提案することになっておりますが、なお、国会の方の御支援もいただきまして、実質的な定員化が実現したいと考へております。

○小平芳平君 その國家公務員全体にわたる部分を今ここで論議しようというわけではないのですが、國家公務員の給与自体がいつも民間のあとから追つかけていく、これが実情のわけですが、そこで建設省が定員外職員、補助員ですか、そういう定員外職員をたくさんかかへてゐる。まあ建設省以外の現業官庁でも同じような傾向があるようですが、そこで今度は、もともとその定員法はマッカーサーですか、占領軍の命令でできたものであつて、無理を作ろう、こういう動きがあつて、それに対して建設省が反対して、これはまた一年延びることになったというふうな新聞記事が出ていたのですが、その間の事情について御説明をお願いいた

い。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま先生から御指摘のように、定員法の取り扱ひにつきましては、行政管理局が、できれば、本国会に定員法の廃止を提案したいという考へ方を持つておりました。しかし、私も、私どももいたしましては、かねて準職員なり常勤的非常勤職員の定員化を強く關係機関に要望

し、折衝いたしております関係もありまして、今直ちに現状において定員法を廃止することは、結局準職員、補助員等の常勤職員化と申しますか、実質的な定員化を不可能ならしめるおそれがあるのではないかと、この中で、私もだいたい前、一月月ぐらい前の官房長會議に出まして、強硬に反対をいたしました。その結果も反映いたしまして、定員法廃止は今国会においては見送る。ただ一年先に廃止することを目標にいたしまして、その間に定員法廃止に伴う常勤的非常勤職員の定数化でありますとか、あるいは任用の問題でありますとか、その他給与条件等についての妥協な結論を得るための政府関係機関の連絡協議会を設けて協議をしよう、という成案が得られるという前提において、将来定員法の廃止を考へよう、という結論に達した次第でございます。

○小平芳平君 経済の伸びが何%とか、それから五カ年計画、十カ年計画の伸びが何%というときに、その人事管理が非常に大事だと思ふのです。今までのように半分近いような定員外職員をかかえて、それでいて予算だけは通った通ったと、計画はできたできたといひましても、実際にそれを実施、施行する場合の人が非常に問題になるわけですから、一つ根本的に定員法廃止ないしは新しい、どういふ形でできるかというのには問題でしうけれども、特に建設省のような場合は、予算があつても、物があつても、要は今度は人間が問題なんだから、労働作業の上では労働者をどのように待遇して、仕事に励む給ふを考へていくか、先ほどちょっと時間外手当はちゃんと

とつてあるというふうにも言われまして、たけれども、これは当然のこと、時問外手当が考へられていることは当然のことであつて、むしろ今問題なのは、同じ仕事を三年も五年も、それ以上もしておりながら、しかも定員外だと全然身分が違う。この人たちが、それではもうとても職場で今まで通り働けない、働かないというふうなことになる、せつかくの予算も大きくつまづくのではないかと、この問題に感ずるわけです。ですから、この問題を一つ建設大臣からお伺ひいたします。

○国務大臣(村上勇) 御指摘の点は全くごもっともでありまして、少なくとも五カ年四億あるいは十カ年四億九千二百億という大体その事業に合った規模は、現段階におけるいわゆる物価によつてわれわれ計画いたしておるのでありますから、もしも非常に物価が上がると、あるいは給与等も上がつて参りますと、事業そのものを圧縮するわけにはいかないのでありますから、どうしてもそれだけ、人件費等の上がつただけのものは、これは私は、そのつどと申しますか、ある年次まではそのうちでスライドして、それだけのものが多くかかることはやむを得ぬと思ひます。で、最後の年に、かりに五年目、あるいは四億四千万であったものが四十五億になるか、あるいは四十八億になるかというところは、一応考へておいて、事業を主体にして、事業量というものを、これだけの緊急事業をやるといふことになつておりますから、もしも人件費に異同がありまして、その異同した分だけ

事業に食い込まないよう、スライドする必要があると、かように私は思つております。

○小平芳平君 その問題は了解いたしました。

次に、簡単に申し上げたい点だけ申し上げたいと思ひますが、先日の委員会で、治山治水の關係ですが、農林省の關係と建設省の關係と、どうもその範圍とか、施行の場所とか、そういうことで食い違ひがあつて困るという事象に對して、いや、そんなばかなことはない、十分その打ち合わせはやつていゝ、というふうなお答えがあつたわけですが、こゝで林野庁長官にお伺ひしたいことは、実際に中央ではどういふような協議を行なつてゐるか、あるいは地方ではどういふような協議を行ない、あるいは連絡を合つて實際の事業を進めてゐるかという、そういうことについてお伺ひします。

○政府委員(山崎實) その点につきましては、県の土木部と申しますか、治水を担当しておられる部門と、林務關係を担当しておられる部門とにおきまして、主要な流域ごとに、協議会のようなものを作りまして、計画の段階あるいは毎年の事業実行の段階におきまして、町村別とか個所別に、事業の計画の重複とか、あるいはそこにそこを来たさないようなことを具体的にやつてもらつておるわけでありまして、そういう間を通じて、いろいろと両者で意見の一致しないというふうな問題につきましては、それが林野庁なり建設省にそれぞれまた上がつてくるわけでありまして、林野庁、建設省の両者におきまして、やはり同じように、流域別というふうに、そういう

具体的な問題について調整をして、また、現地にそれをおろしていくという方法を考へておるわけでありまして、今後におきまして、こういう方法をさらに強化して、両者の総合化に努力していきなさいというふうに考へてゐる次第であります。この五カ年計画、十カ年計画を策定する段階におきましても、主要な流域別には、具体的に両者で話し合ひまして、十分な連絡をとりたいて思つております。

○委員長(岩沢忠恭) 小平君、大來君が三時までおられるそうですから、もし御質問があれば、今のを端折つて大來君に一つお願いしたいと思ひます。

○小平芳平君 それでは、総合計画局長にお伺ひしたいと思ひますことは、今度の緊急措置法によりまして、建設省あるいは農林省から計画が出されて、経済企画庁が協議をするわけですが、その協議する場合に、経済企画庁としてはどの程度の力をもつて協議に應ずるわけですか。たとえば、これはもう全然だめだから作り直せとか、そういうようなことができるかどうか、いかがですか。

○政府委員(大來佐武郎) 企画庁といたしましては、この問題に関連してありますところは三つばかりございまして、一つは、この長期経済計画の作成というものが企画庁の役割になつておるもので、ごく小さな、部分的な計画であれば、必ずしも一々関連して参りませんのですが、かなり大きな資金を使つて、国の経済全般に影響がある長期計画というふうなものになります。それから、やはり国全体の計画——現在では所得倍増の計画の作成に当たつてお

ますが、それとの関連を検討してみることがあります。二点といたしましては、これは私の局ではございせん、総合開発局の方が国土総合開発審議會を担当いたしておられますので、国土開発との問題との関連がある部分については、何かやはり關係が出て参ります。

第三は、治山治水対策関係閣僚懇談会というものができておまして、その実質上の事務局は経済企画庁にやるようにということで、従来やつて参りました点がございまして、以上の三つの關係で、まあ経済企画庁長官に協議をすることに、案文でなつておるわけでございます。私もいたしまして、経済企画庁の性格から申しまして、あまり個々の事業の内容に立ち入るといふことはやつておりませんし、また、やるべきでもないと思つておるのです。ただ、国の経済全般の見地から見ると、大きな影響のある点については、もしも意見がある場合には申し上げる、そういうふうな考へておるわけでございます。

○小平芳平君 先ほど同じことを建設省にお伺ひしたのですけれども、経済企画庁としても、やはり経済の伸びは七・二%というふうに見てゐるのでしょうか。この点。それから、また今度の十カ年計画では、治水事業一・五%の伸びを見てゐる。事業計画を毎年一・五%に伸ばしてゐる、この点。それから、もう一つは、そういうふうにして経済が発展し、そしてこの緊急措置法によるところの計画が確定していく、進展していくものとすれば、それに見合う公務員の給与あるいはその事業に對する人件費の伸びというものをどういふふうに見てゐたら

よろしいか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいまの経済の成長率につきましては、もしも十年に日本の経済規模が倍になるといたしますれば、年複利七・二%になるという計算になっておるわけでございます。まあ今までの過去数年間の実績その他から見まして、ほぼ、事務当局としては、この七%前後の経済成長率は可能であろうと概略判断しておるわけでございますが、実は企画庁に経済審議会がございまして、その総合政策部の中山伊知郎先生が部長でございまして、ここに今計画方法論なり政策の扱い方なりについての専門的な検討をお願いしております段階で、七・二%が確定的ということを示し上げる段階には至っておらないわけでございます。

それから、この給与の問題につきましては、これは経済成長率とやや違つた形になるかと思つてございまして、それはまず第一に、給与となりますと、一人当たりで考えるわけでございまして、従来の七・二%というものは、国の経済規模、国民総生産ないしは国民所得という、国全体の経済規模の伸びを申しておつたわけでございまして、給与となりますと、その中で賃金俸給生活者の数がどう変化するか、十年間にどのくらいふえるかということ、頭割りで考えること、もう一つは、国民所得のうちどのくらいの割合が賃金、俸給にいくか、それ以外に企業者の利益とか、あるいは個人業主——これは農民などが多いわけでございますが、そういう方の所得になる分と、いろいろこの国民所得が分かれ

ますので、その中の賃金、俸給に向かう部分、従来大体国民所得の半分ぐらいがそこらに回つておるわけでござい

ますが、その割合の変化等の見通しを立てまして、その上で大体一人当たりの賃金、俸給額がどのくらいになるかという検討をやつておるわけでござい

ます。現在はまだそこまで作業が進行いたしておりませんのですから、非常に大ざつぱなことを申し上げますと、過去五、六年の平均の経済成長率が七%ぐらいでありまして、その間の産業の全体の実質賃金の伸び率が年四ないし五%ぐらいで、つまり農民及び個人業主がかなり近年減つて参りまして、賃金、俸給を受ける人間の数が年四、五%ずつふえておりますのですから、頭割りにいたしますと、まあ実質賃金として経済成長が七%ぐらいのとき、賃金の方は四%ないし五%なり見るのが妥当ではないだろうか、ごく大ざつぱな見当でございまして、そういう判断をしておりまして、こういう点もさらに今後専門家の方で具体的に掘り下げる問題になっておるわけでござい

かということも考慮に入れなければならぬと思つておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいま実はそういう作業中でございまして、大体ことしの夏ないし秋ごろに一応その所得増増計画の内容ができ上がると思つておるわけでございまして、ただ将来の予測というものは、ことに長くなりますと、一体、七・二%か七・五%か八%か、あるいは六%か、この辺のところはなかなか将来の問題でありますし、国際情勢の変化もございまして、私ども計画を立てる場合も、ある程度幅を持つて考えざるを得ないのではないかと。たとへば年六・五%ならば十一年で経済が倍になるわけでござい

ます。七・二%なら十年で倍になるわけでございまして、そこら正確に七・二%と

○国務大臣(村土勇君) 御意見の通り、この緊急措置法は一応十一年間の計画を遂行する上に必要である法律であります。しかし、私どもは、一応日本のあらゆる災害を防止するための措置をいたしましては、この法律によつてそれぞれ裏づけをしていくということがまず第一でありまして、この法律はたとへ、いかなるこの種の立法措置が行なわれるにいたしまして、まずこの法をもつて災害防止の基本的な法と私は考えております。ただいま御指摘になりましたいわゆる災害基本法というよりな点につきましては、先般来岸総理がお答えいたしておりましたように、これは総合的に災害の際に、その災害の応急あるいは緊急対策を講ずる必要がある。そういう場合には、そこにいわゆる各省のセクションナリズム等にこだわることなく、国として一貫した措置をしなければならぬ。こういう点につきましては、目下関係方面におきまして十分その成果を得るよう

に研究いたしておるようでありまして、時間的に成案が得られて間に合いますれば、今国会に提案するようになされておりますので、これは私も、ぜひともこういうような大災害等に対しましては、そういう基本的な法案の出ることを切望いたしております。まあ、それはそれといたしまして、この法律はそれとは関係なく、あくまでも国土保全のための今日最も適切なものであらうと、かように思つておるのであります。

○田中一君 ちょっと山本君に聞きたいのだが、この前ちやうだいたした資料のうちですね、災害復旧事業費調——ちよつと記憶がいまいいんだけれど

も、三十年か三十一年に過年度災害の補助工事を打ち切つたことがある、相当数ね。そうすると、それは何か資料を持つてゐるのかしら。たしか三十年

だか三十一年だかに、五年、六年かかつてゐるものだから、過年度災害の復旧が、それを打ち切つたことがあるように私は記憶してゐるのです。そこで、この三十四年度の「国土建設の現況」を見ると、百六ページに、三十三年度まで各年発生災害復旧事業補助進捗状況というのがある、二十八年度はやはり若干残つてゐる。二十九年度が残つてゐる。三十一年度が残り残つてゐる。三十二年度が残つてゐる。三十三年度はうんと残つてゐるというの、三十三年度から、この表で見ればわかるけれども、三十一年度の過年度災害の打ち切つた額はどのくらいになつてゐるのか。そうしてその打ち切つた災害復旧として当然しなければならなかつた仕事や打ち切られたために、結局それが荒廃化して、荒地地という指定でもつて、これがこの五十年計画あるいは十一年計画にそれが繰り込まれるものであるかないか。とにかく思想的には、災害復旧事業というものはこれから除外するのだということが原則になつてゐる、建前になつてゐる。そこで、たしか三十年か三十一年かだと思つけれども、相当大幅にこれを打ち切つたことがある、過年度災害というものをね。それらのものは、むしろ災害復旧しないから荒廃してゐる。あるいは地方が、補助を打ち切られても、地方があるいは復旧したかも知れない。それらの実態というものがどうなつてゐるのかという問題と、それから

修事業でやりますと、補助率が低かったりしますから、それはそれとして関連事業でやりまして、そこについている改修事業はその次にやるべきところにつけて、五カ年間にやるということに処置したいというふうに考えております。

○田中一君 そりすると災害があれば四千億、事業費四千億というものが減ることは絶対にごさいます、必ずその分だけ事業量はふえて参りますと、こういふような理解でいいんですか

○政府委員(山本三郎君) 二百五十億という災害関連事業は、今までの平均で出しておりますから、今までの大体年五十億ぐらいのが最近の平均でございしますから、それより非常に大きな災害がございしますと、災害関連事業が多くなるわけでございまして、従いましてその方がふくらみますと、三千六百五十億に、百億の県単事業を入れますと三千七百五十億、あと二百五十億がふくらみますと、四千億がふくらむというふうに考えております。

○田中一君 そこでかつて石川県でも災害にして、補助率がいい悪いに辯口してつり橋を落したことがあるのです。大した災害でもないのだけれども、作意的な災害かどうかというところは、保全をどうもこれはやられるのだという場合の個所に対する国土保全という意味ですね、あるいは改良というかあるいは維持管理といいますが、こゝうした意欲を失うことになるのではないかと、そゝういった意欲を減殺することになるのではないかと、まあ悪い例ですがね、考えられるのじゃないかと思うのです。いわゆる保全、維持管理の義務を怠ることになる

のじゃないか。どつちみち今度はあるた方の河川局長のところには、引き出しがたぐさあって、三十五年度にどの辺に台風がくると、これは何々川のどこ、どこどこがこわれるのだということがわかつているそうなんです。それくらい計画、りっぱな権威ある図面もできています。だからあなた方がそういうふうな所を、今度あそここに台風があつたらば破壊するだろうという所に対しては、やはり維持管理というものを怠るのではないだろうか、いわゆる台風待ち、災害待ちというふうな思想が地方には起こるのではないか、それは補助率が違ふことによる。

臨時を廃止し、災害の場合にはまた昨年の秋の伊勢湾台風と同じような特別立法になればこれは幸いである、幸いだ。こういふ不幸が幸いになるという事になる、これはもうそゝうした維持管理の意欲が滅殺されるという危険はないのだろうか、むしろあなた、ないと言いますよ。もしないならいいという形の保証をだれがするか、それはかつて悪い事例がございします。一番初めに言つたように石川県かどこかの災害のときにつり橋を落とす切つて落として、これは刑事問題になったこととございします。そゝうしたことが目の届かない所にたくさんあるのではないかと、思ふのです。そゝういふようなことを奨励することになるのではないかと、思ふ。その点に対する見解はどうですか。

○政府委員(山本三郎君) この点につきまして、今の制度におきましては、悪く立ち回ろうと、あるいはその町村の財政だけの観点からいいますと、改良工事をやるよりも災害復旧でやつた方がいゝという観点は、今のこゝういふ法律を出さなくても出てくるというところは考えられております。そゝういふ点からいまして、災害復旧だけが高率補助をしなければいけぬけれども、災害関連事業は普通の改良事業と同じ補助率にしなければ、今のおつしやるようなことが起きまして、災害を待つて改良をやつた方がいゝのじゃないかというふうな意見も出てくるわけでございます。従いまして、私どもも非常にその点を心配しているわけでございますが、しかし一ぺん被害を受けましますと、非常な被害を受けてからの改良工事でございますので、県の財政とか市町村の財政だけからいいますと、当面の目先だけを考えますといふわけでございしますが、その地帯の被害を非常に受けければ、市町村の税金も減るわけでありまして、非常に被害を受けてから幾ら高率の補助をもらつても、これは全体としてみれば非常に不利なことになるのではないかと、いふうに考えているわけでございます。

それから先ほど申されましたように、故意に災害を起こすようなことは、最近では全部実地査定をしておりますので、そゝういふ原因がありましますならば、もちろん査定のとくにわかりますれば、それは全然採択をいたしませんし、またその後においてそゝういふようなことがわかつた例もたまにはございします。そゝういふようなときは、それができてしまつておつても補助金を還付させてといふような方法をとつております。それからまた補助金等の適正化の法律も出ておりますので、いづれも刑罰規定がございまして処置をされることになつておりますので、最近におきましてはそゝういふ事例は非常に少なくなつては参つております。いづれにいたしましても、運用を非常に間違つてやりますと、幾ら目を届かしましても中には悪いことを考えるやつもあるわけでございます。その点につきましては、中間検査なりあるいは災害のときに十分な資料を出させるなり、いろいろの方法をとつていゝわけでありまします。何千箇所、何万箇所のうちでございしますので、たまにはそゝういふ例もございまして困つた例もございしますが、嚴重な処置をいたしておりますので、もしそゝういふふうなことが見つかつたならば、市町村などはえらい持ち出しという事になります。困つた実例も出ていゝわけでございます。現在の制度で万全とは申せませんけれども、だんだんそゝういふ点は皆無に近づいておるといふのが実情でございます。私ども先生のおつしやる通り、災害待ちといふようなことがあつてはいけないうわけでございまして、ただいまそゝういふようなことがないよう、事前に措置をとるよういろいろな努力はいたしてゐるわけでございます。制度と努力とを相俟つてそゝういふ点を撲滅して参りたいといふふうに考えている次第であります。

○田中一君 そでせんだつても何つていゝように、地方の要請によつて十カ年計画が策定されるのだ、閣議決定になるのだといふことは、今言つたように、そゝうしたあなたが答弁になつていゝような個所は事前に確認しておくのだといふことになるわけですね。私が心配するのは、あなたの、地方からのを今まで推定で……三十八年度災

もとにして、全国的に治水計画を立てたのだといつて、実態調査をしたものを基礎にして今日までやつておられた。従つてそゝうした事業個所といふものをこゝで押えておいて、地方からくるものを押えておいて、そゝうしてそれを積み重ねたものが全体計画の一つの要素になつておる。これが一つ。それからもう一つは、二十八年度に治水基本要綱ができて、それがちつとも改良されてないことはないはずなんです。相当改良されておる部分があると思ふのです。災害だけでやつたわけじゃないのですから。それらのものに対する検討はどうなつておりますか。

○政府委員(山本三郎君) おつしやいますように、二十八年度におきまして、県の資料をもとにいたしまして基本対策といふのを作成したわけでございます。で、その後におきまして、それを基礎にいたしまして、従来建設省内部の五カ年計画等も策定して参つております。従いまして基本対策で十カ年計画の中に組み入れておつた部分は、先ほどお話のよう災害等、あるいは災害関連等で処置したものとございします。従いまして、そゝういふような点をやつぱりもう一ぺんよく洗つて、そゝうして見直さなければいけぬ。まあ一番あふない所が大体やられておるわけでございますから、それらの処置が済んでおりましたら、次のあふない所を最優先にやらなければならぬといふこととございします。五カ年計画なり基本対策はございしますけれども、現在の状況においてもう一ぺん見直せといふことで、地方にいろいろと資料を出さしておるわけでございます。

す。従いまして地方から出て参りますのは、全部個所別の資料が出て参るわけでございますので、それを見ますれば、どんな地点があふないというような点もわかるわけでございますし、またそれに全国的の視野で、あふない程度等も本省で調整しなければいけませんし、また各事業間のバランス等につきましても、よく本省でもう一ぺん見ることは見るわけでございますが、県としては一つの段階で、やはり自分の中の状況に応じてあふない所から処置できるような方策をとりたいというところで、ただいま所要の処置をしておるわけでございます。

○田中一君 そこで危険なのは、そうした要求というものが、実際と危険度というものが地方の場合には地方財政のあり方によって左右されるということが多々あると思うのです。自分の所はこんなに後進県であつてどうにもこんな災害があるし、また危険な所がある、あるけれども何といつてもこんなものを建設省からこれもやれあれもやれと言われたところで、年次の自分の県財政ではとても負担し切れない、こいつはごめんこうむりますといふものもおそらく出るであらうと思ふ。富嶺県はこれはもう、これもやれあれもやれといつてもやる。河川といふものは一府県だけにどまつておるものではなくして、数県にわたる所もございいます。ことに河口に遠い所は割合に山の中ですから、貧乏な県が多いわけですよ。赤嶺県が多いわけですよ。それがどうしても仕事しなければならぬといふことになる、やはり二十八年のときには、こういうあの災害の直後だものだから、みんな熱を上げてこ

れもやつてくれあれもやつてくれと出してきたけれども、さて現在から見た場合には、たとえば長嶺県のように毎年毎年の災害でどうにもならぬ、これはどうしても長嶺県の砂防なら砂防をしなければならぬ、あるいは上流のなをしなければならぬ、堤防のかさ上げをしなければならぬということが起きますと、負担に耐え切れなくなつてくる。従つて県にあなたの方でいろいろ実態がどうかといふことをいって、一種の危険を予想される地区の事業個所の申告制をとつておるけれども、長嶺県自身は自分のところではとてもそんなことをやつたんじや自分の県の財政が持ちません、ということになるものも多からうと思ふのです。いわゆる長嶺県は長嶺県の前期五カ年計画、後期五カ年計画を立てると思ふのです、結局、政府が強要するといふことを一番心配しておりますけれども、強要もしないで、地方からの積み上げたものによつて改良といふことになるならば、当然長嶺県は長嶺県にして五カ年計画、十カ年計画を立てなければならぬ。そしてそれはなるほど国は四千億といふ一つのめどをつけておるけれども、長嶺県はそんなめどがない場合、少なくとも国が考へているものと違ふ計画を立てられた場合には、これは国が何とかしなければならぬでしょう。当然さういふことが起ると思ふ。さうした場合には調整をどうするかといふことです。

富嶺県は、まあここに臨海工業地帯を持つてゐる県は、割合にそこから収入が上がるからどしどしやうやうといふことになりまふ。またやつてほしいと思ふ。水源地のやつはほとんどやつてほしいと、山の方はやつてくれといひま

す。それに耐えられない者がある。その場合にその調整をどうするかといふ点が大きな問題になると思ふのです。いわゆるこれによつて国の五カ年計画といふものが策定される。しかしながらそれは今河川局長が言うように、地方的な各府県の五カ年計画、十カ年計画にのるころの申告がなされておる。仮定するならば、それと国が考へておるやつと、その四千万の前期五カ年計画とマッチしない場合が起るであらうと、それは何かと申しますと、自分の方の山を治めることによつて、富嶺県なり新潟県なりが利益を受けるのであつて、直接自分の方は単に保全事業の費用の負担にとどまる、さうした場合、そのアンバランスといふものを、国の方で、全体総合的な計画のものと違ふ場合には、一体それをどうするかといふ点が問題になると思ふ。その点はどうか考へるのですか。

○政府委員(山本三郎君) 今の点は非常にまあ苦心の存するところでございまして、地方財政の現状等で判断いたしますと、やはり各県におきまして、財政状況だけで事業五カ年計画をきめて参りますと、非常にアンバランスが生じてくるという点があるわけでございます。その点を私も非常に心配いたしておるわけでございますが、まあ数府県に關係あるようなものは大部分が直轄工事でございますので、これに關するものは建設省の地方建設局でいろいろ計画を立案いたしましたして、もちろん県とも相談いたしますけれども、ある程度計画の調整はとれると思ひます。ただ府県等だけで単独に自分が補助を受けてやる事業につきまして、非常に富嶺県と貧嶺県でアンバランスが

生じてくるという点が非常に心配でございます。しかも補助率が現在のままだといひますと、今たとえば三十四年度でやつておる事業をもつたいたしまして、その何割増しというやうなことで考へてくるやうなおそれがあるわけでございます。従いましてこれを調整するにはやはり地方財政の面で、貧嶺県が計画をやるべきことは地方財政の面で優遇して、さうしてやるやうな方法を考へないか、貧嶺県の方は施行できないじやないかといふふうには考へております。従いまして、これは建設省だけの意向だけではきまらぬ話でございますが、どうしてもさういふやうな場合が生じて参りましたときは、地方財政の方で一つ積極的にさういふ貧嶺県にも事業ができるやうな方策を考へていただければならぬじやないか、といふふうには考へております。

○田中一君 あなた、直轄工事云々といふのでこの四千億といふのは事業費でございます。国と地方との負担は、またこれをどういふように持ち合ふかといふ問題でございますので、四千億あるいは三千六百五十億といふ事業費は困難でございられると思ひます。もちろんそれも今回の困難におきましては、地方財政の問題をどうするかといふまでには、あるいは一緒にきまらぬかと思ひますけれども、事業を施行するにあたりましては、各県別の事業も大体困難決定がありまふので見当がつくわけでありまふから、それと將來の各県の地方財政とを見くらべまして、何かの方策を考へなければならぬやうなことが起きはせぬかといふふうには考へております。

言うが、直轄工事とも同じなんです。地方負担に何らの違いもありません。直轄工事だから国がみんなやつてくれるというなら、これは今の河川局長の言つてゐることは通用するのだけれども、やはり直轄工事だつて地元負担があります。あるいは補助工事でもちつともやつておるにせよ。直轄工事、直轄工事と大きな口をきくけれども、やはり地元が負担しなければならぬのじやないですか。直轄事業だから何とか調整がつくという言葉は取り消さなければならぬ。さうして建設大臣に言ひますが、村上さん、今、河川局長が答へたことは、重大問題です。そこがポイントになるわけなんです。たとへば地方計画が盛り上つてきて、一つの計画ができたとしても、実際に仕事をやる場合には、地方は地方の直轄工事にしても地元負担はございませぬ。地方財政との見合ひが一番大きな問題になる、仕事ができるかできないか。そこでこれは今河川局長が、建設省がやるべきものじやない、従つて、その担当部局が各負担率といふものをどうするかといふ問題は、考へなければならぬのじやないかといふ、これは一つの無責任です。要するに仕事をさせるというの、は、負担といふものに見合つた計画、計画といふものはちゃんと負担といふものがきまつて動かすことのできる事実ですから、お前はこれだけの仕事をやるからこれだけの負担をして、お前の財政に見合つて財政の伸びがあつた分はその分だけ減らすぞ。しかしそのかわりに、これはさういふ、そのかわり足りないからこれもさういふといふことにしなければこれは計画じやない。単なる画にかいた餅です。や

はり仕事というものは実行しなければならぬ、施行しなければならぬ。その場合にはその裏づけがはっきりしないくちやだめだ。またせめて、これは建設大臣に向かつて財政的な問題を質問するもの、ずいぶん苦勞してこまめに来たと思うから、あまり言わぬが、方途としては、今山本局長が言っておる通りに地方財政の実態から、実際国土保全のためにこれをしなければならぬ、という基本的な閣議決定があった場合には、資金関係、その財政的な裏づけを当然考えなければならぬといふことを一つ河川局長が言っておられるから、これは建設大臣にそれを言明していただきたい。そうしてそれは議事録に残りますと、貧乏県は喜んでその計画に参加するようになる。もしそれがそういふせめて建設大臣の希望なり、閣務大臣としてこまでの考え方が表明されないで地方計画というものは萎縮してしまいます。これは一つどうです。

○国務大臣(村上勇君) 後進県がいわゆる地元負担についていろいろと従来も苦しんで参ったのでありますが、従来はあるいは地元負担も臨時等の方法によつて何とか切り抜けて参つた次第であります。しかし今回はこれらも廃止されまして、何らかの措置も講じておられますが、しかしこれは自治庁の、地方財政全般の問題を考慮に入れての財政計画というものを、それぞれ県の都道府県が樹立する際に、自治庁の行政指導のよろしきを得て、それぞれが負担のできるような措置を講ずるものと私は思います。もしそれが講じられないといふことになれば、後進県はいかに必要な緊急事業がありまして

も、これを施行することができないのでありますから、かようなことではこの措置法はいわゆる画にかいた餅になります。従いまして第四条に、政府は治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画を実施するため、必要な措置を講ずるものとする。この点はいわゆる五カ年計画治水においては四千億とかいふようなことをもとより裏づけることでもありますが、しかしその地方各都道府県の裏づけも、これも講ずるものとすることをいふように私は解釈しております。従つて後進県に対する補助率の引き上げ等につきましては、今各方面で検討いたしておりますが、この事業を遂行するために必要な措置は、私はどうしても政府として講じなければならぬものとかなりな解釈のものと、この緊急措置法案の御審議を願つておる次第であります。

○田中一君 ではなぜ、道路整備五カ年計画と同じように、これには道路法の定めている基本法に關係なしに、補助率といふものは伸びちぢみがあるのだといふことをうたつてゐる。そういふ四カ年の規定がありながら、それは今非常に地方財政の面からの好意的、好意的と言ふか、それにウエイトを置いた解釈をなすつていらつしやるけれども、それならば道路整備五カ年計画にある現在基本法の補助率といふものによらないのだ、という規定を入れなければならぬ。私は逆にそういふ今建設大臣が言つてゐるような第四條の規定といふものは逆にそういうことを一応うたつていながら、それを否定するといふ考へ方は、道路整備五カ年計画にある基本法によらない、基本法に基く、道路法に基く補助率と変わらない

のだといふ規定が当然入つてこそ、初めてそれが生きるだらうと思ふのです。四カ年にそつとそれをただすたら、一方においてはそれをただすたら、と頭の上でもつて通過させるような形になつてゐる。ところが、道路整備五カ年計画はどうかいひ待て、実態に即して補助率は変わつてもいいのだ、いや、変わつてもいいのだ、その基本補助率といふものに左右されないよ、こつといふことを言つてゐるようなことが今建設大臣が言つてゐるようなことがはつきりしますけれども、この法律にはそれはないわけですから、従つて、これは閣議決定をする場合にその点を本當に明らかにしていただきたい。私は一面今日の政治のあり方、地方行政のあり方から見ると、何々県は貧乏なんだから補助率を上げるのだ、何々県はこつたといふことになりまして、これまた政治的な含みを多分に持ちまして、なかなか事務担当の職員は局長あたりでもいふん苦しんでゐる。それよりも明確にちゃんと法律で定めてくれればこれはいい、しかし、それでない、きめ方があつたらぬところ、この法律の弱点があるのです。私は知つております。たとへば長野県のある地区ではとんでもない災害復旧工事の水増し補助金がついてゐる、あるいは、ある地区等では膨大な金がいまだ戻入すら要求されず、ある村でもつて金がだぶつて使ひようがない、会計検査院も手をつけられないといふより、な事実も僕は知つております。これはうらなとしてしつかりと法律に明記されてこそ初めてこの計画といふものは実行し得る計

画となる。さもないと所管の大臣の建設大臣の心で青森県は補助率はちよつとあと少し伸ばしてやるとか、どこそこは伸ばすとか、減らすことは絶対に、いかなる富裕県でも原則がある以上減らすことはしません。これを何とかして阻止しなければならぬといふ、河川局長から建設大臣の言葉といふものはふやそうといふ意図だらうと思ひます。その場合にそれが政治的な圧力を受けることが非常に危険であるといふ見方をしているのですが、その点一つ建設大臣閣議決定の際にははつきり、そのことを法律にしないですけれども、了解事項として各總理以下全部に向つて言明しなければいかぬ。しかしながら政治の実態といふものは、その何県に對しては補助率がある事象じゃなく、県の財政によつてこれはふやす、これはふやさないといふことは、これはよい政治じゃないといふことは、これはよい政治じゃないわけですね、これは、政治的な配慮が含まれると全体の国土計画といふものに對して、この治山治水計画といふことになるのです。極端な言葉でいへば汚職的なにおいがすることは極力避けるなければならぬといふことになるわけでしょう。むろん歴代——歴代といふかその十カ年間のその年度の建設大臣は、年度といつていかどうかわからぬけれども、建設大臣が自分の選挙区に向かつて、たとへば後進県でもそういふことになるとこれまた問題になりまして、だからといつてそれが非常に貧しい県であるならば当然これを手心しなければならぬと思ふのです。私はそこ、今河川局長並びに大臣が言つておられるけれども、法の欠陥があるのでは

はないかと、こつとこつと考へるのですが、建設大臣の決意を一つ聞かせて下さい。

○国務大臣(村上勇君) 御承知のように、道路にはまあ一つの裏づけがありますが、これは特殊財源といふものがまかないといふことでありますけれども、しかし三十五年度のこの事業の裏づけはどうかこつとこつと考へておるということでありまして、三十六年度からこのことが問題になります。これはわれわれも真剣にこの問題は解決していかなければならぬと思つております。

ただいま一番各方面で研究いたしておりますのは、いよいよ後進県の補助率の引き上げといふことが非常に大きく取り上げられて、それぞれ関係機関で検討いたしております。私はまあなるほどここにはちゃんと補助率の率を一つあれしてはおりませんけれども、「計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする」といふことは、これは何としても計画に立てても後進県には実施できないといふことのないようにするといふことでありますから、あらゆる角度から自治庁で地方財政を検討いたしまして、この事業を、執行する上にいささかも遺憾のないようにするものといふことを私は確信いたしております。またたまたま御心配されております点につきましては、閣議その他の機関に諮りまして十分私としてこれ責任をもつて、これらの裏づけについてはその責任を果たして参りたいと思つております。法律にはまあ大体この程度でありますけれども、これはもう實際問題として、この裏づけがない限りただ単に画にかいた餅に終わるといふことは、これは国土保全の上

に非常な影響を及ぼす重大な問題でありますので、御指摘になりました点については時間的にいささか食い違いがあるかもしれませんが、必ずこれは近いうちに何とかこの問題が解決できるものと確信いたしております。

○小山邦太郎君 最近ひんびんと見舞われます災害の膨大なるにかんがみてこれを未然に防ぐために、どうしても治水事業が必要であり、そうしてまた緊急にこれを行なわなければならないということから、これを計画的に行なうことのため、この法案の提出されたことについては全面的に賛意を表したいと思ひのであります、この法案によるまでもなく、当年の予算面から見ても、当局がこの治水事業に熱意ある努力を傾けられた点はよくこれを認めることができるのであります。しかしながら、この五カ年計画のうち一カ年、ことしだけは先ほど大臣の仰せられた通り裏づけもはつきりしておるので、すでに計画ができた。しかし、来年以降四カ年間に對する伸び率に基づく年次計画のあらましの数字を拝見しておりますが、これを河川に、あるいはまた砂防に、もしくはダム工事にそれぞれどういうふうに分けるのかということは明確でない、ただ明年度以降の概算が出ただけであつていささかも用途別には区別してない。これはぜひ一つ早く出してもらいたい。

なぜそれを要求するかというと、先ほどの田中委員からの質問でうなすけるのでございますが、この三つのうち最も治水事業の根本ともいえるべき砂防の仕事が、ややもすれば今日までおくれてきておる。これはどういうわけかということ、政治的に見ましても、ま

た地方の財政負担の上から見ましても、ダム工事であるとか、あるいは河川に属する堤防などは、政治的にも負担能力の点からも比較的解決しやすい。さりながら、砂防に至りましては、平坦地、工場地帯などはきわめてわずかなものであつて、大方が山岳地帯で、負担力のない地帯であるから、早く計画を實際の上に立てないと、ややもするのと、これは政治的に、必要は感じておりながらおくれまして。これが、今日までどうも災害が年とともにふえてきた原因の一つで私はまさに政治の貧困からであると感じたしておるのでございませう。すでにお配りをいただきました参考書によると砂防工事を実施した所と実施しない所では、さきの十号台風の場合に比較してところとな違いのところでは同じ地域で、した所は十分の一、しない所は十倍にもひどい災害がある。これほどはつきりした事実は何も今日に始まつたものでないにもかかわりませず、さて砂防の段取りになると計画より実施がずっとおくれましてしまふ。これは確かに先ほど田中君の言われる負担力からも大きな影響があり、さらにまた政治的には、目の前に見えない仕事なのでやっぱし同じ金を使うなら目の前に見えるものからと、いうことがどうも陥りやすい弊害でございませう。この点を考えると、ことしはこれでよいが、来年以降四カ年、すなわち五カ年にわたる砂防、河川、ダム、この力を区別しましたそれぞれの計画をお示しをちょうだいしたいのでございませう。伺いますと目下それぞれ各県に照会をされておるとのことでありま

心配になるのであって、地方は必要は感
じておつても財政上の考慮からなかなか
か手が出ないというような場合が多い
でありましよう。しかし治水の根本を
考へるとき、国家的見地からどうして
も砂防をこれまではしなければならぬ
ということとは多年御調査の上できまつ
ておるはずで、それを基礎として、そ
うして計画を立ててしまふ。そしてそ
の負担のあんばいは、今大臣からお話
しのありました第四条の「必要な措置
を講ずる」とのこと、この措置こそき
わめて大切で、その計画が立つて初め
て実施可能となるのである、大臣は決
して口舌の人でない実行の人であり、
誠実に仕事をなさる方でありますか
ら、ただいまの場合としては、田中君の
質問に對しましては、それ以上のお答へ
を求めても無理でありますので、私は
お答へを信頼いたします。それにつけ
まして、具体的な計画書を早く出して
いただくということが、とりもなおさ
らず適切な処置を促進するゆゑんで
もあらうと思ひます。この希望を添へ
まして、大体いつごろ出せるか、それ
らをも一つお尋ねいたしたい。

○国務大臣(村上市重) 砂防が河川災
害の防止に重要な役割を果たしておる
ことは御指摘の通りであります、私
どもは今さらながらこの砂防のおくれ
というものをどうしても取り返してい
きたいと思つております。しかし、今
日、各地方の分担金——地元負担金と
いうようなものにつきましては、先ほ
ど田中委員にお答へいたしましたよう
に、私がこの法案の第四条によつてど
こまでこれを措置していく、そうして
關係——自治庁長官とか、あるいは自
治庁その他の機関とはかりまして、こ

れの事業を遂行する上に遺憾のないよう
にいたしたいと思っております。な
お、これの、いわゆる五カ年計画の全
般的な計画につきましては、一応五月
中には大体その計画の資料がお手元
に届くようにいたしたいと思ってお
ります。團議決定は六月初旬にいた
したいと思っておりますが、そういう
今、計画のもとに着々と検討を続
けておる次第であります。

○小山邦太郎君　ただいまの御答
弁で満足いたしますただ重ねて希
望を申し上げたいと思つてゐるの
は、五月中に大体その見通しをす
つておられるのを、地方の事情を
勘案しておやりになることと思ひ
ますが、特に砂防に至りましては、
国家的見地から、むしろ地方の財
政に支配されることなしに、国土
保全の建前から立案策定して、地
方財政負担力の足らざることは、
自治と協議の上、建設大臣の意図
するところを十分に実現できるよう
御努力をお願いしてこの問題につ
いての質問はこれでとめます。

その次に、さようにいたします
と、砂防の事業というものが従来
のようないは目先の政治的な考慮
で実施率が他のものより著しく
おくれるというようなことはな
くなるのであらう。従つて、今度
は、砂防の仕事が非常にふえる。
今までのように計画はあつても
実施は二〇何％というやうなば
かげた遅延はなくなるのである。
されば前期の委員会においても、
この砂防の完遂のために行政機
構の充実が必要である砂防局設
置という意見もありましたが、
局にはまだいろいろの支障もあ
るようで、せめて部まで拡

充するより取り計らわなければならんのではないか。現に建設省からは部の設置について行管の方に要望をされておつたようでございます。その熱意もよく存じ上げておりますが、残念ながら当年は、幾つかの部局の要望があつて、十ば一からげ、これ以上うわけにいかないとのことで延びておるといふことである。しかしながら、今なお建設大臣におかれては何か機会をつかんで、この機構の充実にと力を傾けられつつあるということを伺つておるのでございますが、幸いに、近く自治庁が自治省になるというやうな場合でございます。予算等の関係もあるかもしれません。しかし、予算が思ふやうにいかないならば、私は予算は追つての問題として、この際はどうしてもだ、ただ人間は月給だけで働くものでない。見通しをつけて、自分の仕事にあかりがある、幅もある、高さもある、深さもあるといふことになる、非常に興味を持つて、熱意を持つて同じだけの人間でも働きに一段の光を添へ活気を生むのであるから、ぜひこの際せめて部だけは設けるやうにお願いをいたしたい。これは私一人の希望じゃありません。前々からこの委員会が党派を超越しての全部の希望であるのでございしますし、また大臣におかれても、その希望を達成しようと努力せられておるやうでございますが、どうやったらそれが達成できるか、またぜひ今議会中にその芽を吹かせるやうに御心配をいたしたいと重ねて切願いたしますので、御意見のほどをお漏らしを願ひたい。

○国務大臣(村上勇君) 建設省では一

昨年来取り上げておりました建設局を犠牲にしてでも一まず三十五年度には、この砂防の重要性から、どうして砂防部を設置したい、こういうことで関係各方面と交渉に当たりましたことは御承知の通りであります。ことしはどうかとも各省ともに改革をしないという事で、もしもどこか一つ何かやれば必ずそのときには砂防部を取り上げるというような確証を得ておりますが、しかし私もまだ今、砂防部の希望は失っておりませんので、私としても十分関係方面に交渉を続けるつもりであります。今何か方法は無いかとありますが、方法としては私にはないことなと思います。結局国会は国権の最高の機関でありますから、国会におきまして与野党一致の共同修正をいたしますならば、これはできん相談ではないと思ひます。その際に私も、もしも——そういうふうなことを私が強要申し上げるわけではございませんけれども、もしもそうだったときには三十五年度の予算の中で流用いたしますれば、これは少し弱体かもしませんが、何らかそのくらいの方法はできるのじゃないかとも思ひます。まあしかしこれは国会の審議の問題でありますので私から何とも申し上げられませんが、一応私は方法としては、もしもわれわれの交渉でできない場合にはその方法以外にないと思ひます。

と申しますか、事業区分の問題、もうこれは、この原則というものが守れないならば、新しい角度から検討する機会にきておるのじゃないかと思ひます。はなはだあいまいなもので、たとえば、昭和三十年十月閣議で決定した「荒廃地復旧及開墾地復旧ニ関スル事務」砂防事業ト周ニ存スル権限整備ハ左ノ趣旨ニ依ルコトと決定された、これは荒廃地復旧及び開墾地復旧に關する事務——事務というものは農林省、砂防というものは内務省所管ということになっておるのです。「原則トシテ溪流工事及山腹ノ傾斜急峻ニシテ造林ノ見込ナキ場合ニ於ケル工事ハ内務省ノ所管トス」、「森林造成ヲ主トスル工事ハ農林省ノ主管トシテ溪流工事ト雖モ右工事同時ニ施行スル必要アル場合ニ於テハ農林省ノ主管トス」、ハとし「右詳細ハ実施ニ先チ實地ニ付兩省ニ於テ具體的ニ協定スルモノトス」ということになっております。なつておりますが、これははなはだあいまいなものです。そこで昭和四年の十二月に内務、農林の両次官から「砂防事務ト荒廃地復旧及開墾地復旧事務ノ取扱ノ件」の依命通牒が全国に出た。これには閣議決定の（イ）の場合には「造林ノ見込アル場合ト雖モ溪流工事ノ維持上必要トスル近接ノ箇所ニシテ面積狭小ノモノハ溪流工事ト併セ内務省ニ於テ施行スル」、二の方は（エ）の森林造成の本文は「山腹工事ノ保護又ハ維持上必要トスル箇所ニ於ケル溪流工事ハ農林省ニ於テ施行スルコト」、「溪流工事ノ維持上施行スル山腹工事ニシテ面積大ナル場合及山腹工事ノ維持上施行スル堤多数ニ及フトキハ各主管ノ部課ニ於テ工事ノ連絡ヲ採ル為メ協議スルコト

ト」こういうことに具体的にたつておるのです。そこで現状はどうかということですが、これは昭和三年、昭和四年の閣議の了解事項になっておりますけれども、私は現状はこれと非常に違つておる面があるのじゃないかと思ひます。御承知のようにまず第一に皇室林野局というものが廃止されました。森林事業というものは、林野庁の事業というものは国民のものでございまして、これが特会法によつて皇室林野局時代の思想を受け持つて、いまだにここにあるというのに対しては相当考えなきやならぬ。大部分のものは御料地であつたといふことも考慮されて、当然これは新しい憲法のもとには、お互いに実態に即したところの再協議が持たれなきやならぬ段階にきてゐるのではないかといふことを考へておるのであります。まあ明日採決に先立つては農林大臣にまぎてもういまして、この見解を詳しく伺ひますけれども、少なくともこれを讀んでみましても実態と相当違つておるのではないかと。たとえば林野庁がやつておられますところの山腹砂防といふものは、しよせんこれは下流におけるところの人民といひますか、国民のためのものじゃないやしません。どこまでも皇室林野局の皇室の財産を守るためのものであつたらうと思ひます。同時に今日林野庁が行なつておられますところの山腹工事というものは森林を守るためです。森林企業、森林営業、少なくとも下流におきましますところの国民、人民のための観点に立つておらぬと思ひます。自分の持つておる山の造林が経済ベースにのつてあまり災害がなくて、そしてこれがすくすくと生

い立つような形に持てればもつて足れりといふ考え方が現在の林野庁にあるのじゃないかと思ひます。私はこういうところから昭和三年、昭和四年の旧憲法時代の思想、ましてや皇室林野局があつた時代の思想を受持つてゐる。このこれらの協定は、もはや実態に即して再協議されなきやならぬといふ段階がきてゐる。従つて林野庁の担当しておるところの森林といふものは、むろん治山といふ、災害を守るという重要な役目を持ちながら、一面においてあえて利益を生むとは言へませんが、富を生むといふ考え方に立つてゐる以上、山はそういうものではない、造林のための砂防工事であるのはなからうかといふ疑問を持つてゐるんです。この点について一つこのやうな昭和三年、四年の協定というものが現実に行なわれておらぬという現状から見まして、林野庁長官どういふふうに考へますか。

○政府委員（山崎齊雲） 林野庁の行なつておられます治山事業は、民有林につきまして約八十七億程度の治山事業をやつておられます。国有林におきましては三十億程度の治山事業を実施しておるのであります。国有林におきまします治山事業は、国有林の経営というものを維持するといふことだけを目的にしてゐるわけではないのであります。国有林の林内におきまします荒廢地その他を放置しておけば、当然それが下流その他の河川等に重大な影響があるわけでありまして、流域保全という観点から国有林におきましても民有林におきましても兩者を統合し、かつ治水事業とも関連をもつてやつていくといふ原則に立つておるわけでありまして、

○田中一君 当然それです。民有林が溪流地に、なるべく溪流地のものは大体払い下げるなり何しておる所もありましよう。溪流地、あるいは低い土地のものはそういう傾向が顯著です。従つてもいふならば皇室林野局から林野庁になつてからの、何と申しますか、溪流に沿つてゐる所の森林の払い下げはどうか程度になつてゐるのか。たとえば十五年間の、十四年間でいいでしよ、終戦後国有林の払い下げといふものはどういふ実態に行なわれたかといふことを、資料を御提出願ひたいと思ひます。

それから今の私の意見と申しますか、考え方に對して建設大臣はどうお考へになつてゐるか、伺つておきたい。

○國務大臣（村上勇吉） 私まだあまり溪流の方は詳しく知らないものであります。が、聞くところによると、どうも溪流の砂防が、とかく砂防堰堤等が、これは建設省にしても、あるいは農林省にしてもどうもいろいろ資料の關係、あるいはまた監督の目的のつく所とかといふやうな所で比較的利益のいい所よりも、あまりに不便なためにその仕事のできばえ等が必ずしも非常に貧乏に値ひするものでないといふことを聞いておられます。従ひましてたとえどちやでやうとも最も大事なのどぶえでありますから、その溪流堰堤がこれれば非常に下流の被害は大きくなりましよう。むしろ上からコンクリートのくずでありますから、非常にその災害が大きくなります。まあいろいろと御意見を承つておりましたが、特にこの際建設省といわず、あるいは農林省の所管と

いわず、まあ所管争いなんか考えるよりも、その必要に応じてどちらもやれるようになっていくように、今の条文から申しますと、どちらにも理屈がつくようでありまして、私はやはり適当なその方法を考へてそしてその仕事をこなす。仕事そのものはほんとうにかなる洪水にも微動もしないようなものを作るというところに、その根本方針をきめて、そしてそれからこれは都合によって建設省がやるのか、あるいは農林省関係でやるのか、あるいは都度その地域についても現地でよく打ち合わせをして、仕事の実態を把握してその上できめていくというような緊密な連絡のもとに、いい仕事をするといいこと以外に私今の段階では考えられないのであります。なおこの問題は私もまだしろうとでありますので、十分検討いたしまして、次の機会に何らかのよう少しかりしたお答えのできるように研究してみたいと思っております。

○田中一君 建設大臣、私はね、毎年の過去最近の数年間というものは国会が休みになりますと、二週間ないし三週間山に入っておりますが、いかにして日本の国土というものを災害から守ろうかという気持で、むろんわれわれ社会党ばかりではございません、自民党の諸君、その他の同僚議員も語らって二週間、三週間歩いているのです。結局、山腹砂防を初めとする溪流を治めなければ、どうしても大きな災害があるというのを身をもって知っております。毎年歩いております。それもちょっと見にくいのはございませう。山歩きですから武裝して二週間、三週間山に入ってきているのです。

その実態を調べてどこに欠陥があるかという点を真剣に取組んできているのです。むろん山には人もおりません。そこに山に向いているところの建設省、あるいは農林省、あるいは府県職員がおりにすぎません。従って、そんなものは票になるものではございませう。しかし、日本の国土を守るには砂防工事が必要ならばならないのだというところに徹しております。今建設大臣は自分は詳しく知らないからおっしゃるけれども、その問題を解決するため、昭和三年において農林、内務の両大臣がきめ、それでそれならまだ分野が明らかにならぬから、昭和四年に再確認しているのです。ところが行ってみますと農林省は山腹砂防をやっております。それは当然造林業としての木を守るため、森林を守るための山腹砂防はやっておりまじやうが。山腹の土砂というものが溪流に入る。建設大臣は溪流から海岸までの行政的な責任を持っておりまじやう。農林省、ことに林野庁等はそんな責任は何も持っておりません。自分の方の樹木を守るための考え方しかないのではないかと、いろいろな気がするわけなんです。歴代の建設大臣に対して、この国会では常に決議をしまして砂防の重要性をうたっております。歴代の河川局長も、これは半面山腹砂防というものを林野庁が直轄工事並びに農林省の補助工事としてやっております。お互いに言われておるところに、これは欠陥があるのではないかと思ふのです。一元化をしなければなりません。そうして、この山腹並びに溪流、これを通じて河川の流域、河口までの責任を一人が持つこと以外にないのでございませう。山にたまた

る水が溪流に流れてくるのです。それはやはり、あらゆる経済的にいろいろ利用されて、しよせん海に流れていくのです。全部の責任は建設大臣が持っているのです。従って、一元的な水の処理、空から落ちてくるところの水の処理というものを考へなければならぬのです。私はあえて、農林大臣が山に流れる水の責任は自分が持つのだ、だから砂防に關する問題は途中流域に何があるかという自分が持つのだというならば、農林大臣が持つのもまた一つの方法でございませう。ただ、この砂防事業、防災というものは一元的にならなければだめであるということなんです。それができないからこのよう了解事項によって——これは帝室林野局時代にできたのであります。従って、この際農林大臣から事態に即したところの、もう一べん再確認をしようではないか、というような話し合いがくることがあるいは事務当局側とかでは徹底しないのでございませう。私は、せめてこの昭和四年に再確認したところのこの実態というものを實際に行なっておるなら、何にも言うものじゃございませう。これはまあわれわれ野党でございませうから、政府がそういうきめ方をしなすから、政府が行なっているものならば、あえて異を唱へませんが、理論的には一元化すべきものである。しかしながら、災害が守られておるならば、今の話し合いによるところのものも認めよう。しかし事実全国的に見て日本の砂防事業というものは二元化になり、かつ林野庁の砂防というものが造林を守るためのものであるということであるならば、これは少なくとも下流にお

りますところの国民の利益とは全然関係のないものでございませう。農林省のやるところの府県の補助砂防は、府県を主体としてこれはあふないからというところでやっております。林野庁は、府県にやらす補助砂防を、全部府県にやらせるならばいざ知らず、直轄砂防というものは全部林野庁が営業として行なっておりますところの、木を守るところの砂防以外ではございませうというところでございませう。完全に危険な区域の山腹が荒れております。それに対して修復はしてありません。もつともそれらは困難な所が多いのでございませう。それに砂防をやってもなかなか絶壁になつておるような所に足場を組むことも、コンクリートをするなんということも困難であります。よくその事情はわかりませんが、それを治めなければならぬというならば、それらのものをも建設省所管としてやっていた方がいいのです。そうしなければ災害は守れません。歴代の河川局長もやはり一面、責任は山にあるのだというやうな安易な気持はないであらうけれども、今まで砂防事業に対して熱意がなかったというところは、やはり二元的な形式になつておるところにあるのではないかと、思うのでございませう。

そこで、きよりの新聞を見ますと、建設省は長期砂防計画の立案にかかるといふやうなことが出ておりましたけれども、これは一体どういふ考え方で立てておるのか。また、私にいたしましするならば、前期五カ年計画のうち一番おくれしておるところの砂防事業というものを対しては、やはり前期五カ年計画としての、あるいは前後十カ年計画の施行計画というものを確立して

ただきたいのです。いつもこれが人の住んでいない山からは陳情人が参りません。危険な所があつても人が住んでおらない。従つて災害があつて初めて気がつくものなんです。木も岩も水も口をききませんから陳情に來ないのでございませう。危険があつた、災害があつたという場合に、砂防に對する陳情というものが現われてくるのです。私がお願いしたいのは、長期計画をもつて、建設省はあふないところの山腹を初め全部お歩きになつて、地方計画がどうあるかと、国が大部分のものを持つてこの実施をしなければならぬ。従つて、その長期の計画を立てて願いたいと思ふのです。所感はどうですか。

○國務大臣(村上勇君) 一々もつともであります。私は、参議院の諸先生が超党派的に、全く党派をいへないものを無視して、砂防に對するその深い御認識と、それから非常に高度な御意見をいつも拝聴いたして、私自身全く打たれるものがございませう。私もすでに三十年も前から、ある河川の大災害の際に、これはこの地域の堤防の破壊によつてこれだけの泥海になつたのではない。これは要するに、上流の土砂の大崩壊によるところの大被害である。だから、かりに佐伯なら佐伯の泥海は、因尾という所が一番上流にあるのです。因尾の土砂の崩壊にあるというところを考へなければいけません。何としてあれを因尾の災害だといふふりに考へたならばもうこの町は永久に救われないうちを、もう三十年前に私は唱へた一人であります。従つて河川災害の一番原因をなすものは砂防の不

たまたまの国民の利益とは全然関係のないものでございませう。農林省のやるところの府県の補助砂防は、府県を主体としてこれはあふないからというところでやっております。林野庁は、府県にやらす補助砂防を、全部府県にやらせるならばいざ知らず、直轄砂防というものは全部林野庁が営業として行なっておりますところの、木を守るところの砂防以外ではございませうというところでございませう。完全に危険な区域の山腹が荒れております。それに対して修復はしてありません。もつともそれらは困難な所が多いのでございませう。それに砂防をやってもなかなか絶壁になつておるような所に足場を組むことも、コンクリートをするなんということも困難であります。よくその事情はわかりませんが、それを治めなければならぬというならば、それらのものをも建設省所管としてやっていた方がいいのです。そうしなければ災害は守れません。歴代の河川局長もやはり一面、責任は山にあるのだというやうな安易な気持はないであらうけれども、今まで砂防事業に対して熱意がなかったというところは、やはり二元的な形式になつておるところにあるのではないかと、思うのでございませう。

完備、砂防の完備を得て清水さえ流しておれば、私は同じ程度の水が出ましてもその被害が非常に減殺されると思ひます。従つて上流の砂防につきましても、これは建設省の所管だとか農林省の所管だとかいうようなことにこだわらないで、ただいまの御意見のように、私はこれはどちらかともう一本でやつて、そうしていかなる雨が降つても絶対に土砂の流出はさせぬ、こういうようなことになるまで砂防の完備を期して土砂の崩壊を防いだならば、私は今計画しておる堤防あるいはその他の治水の事業というものは、これはもうこれさえ計画しておきますれば、永久に日本でその事業を行なつたところの部分については私は水害というものは無いと思ひます。それくらいにこのわれわれのはかり知ることのできない土砂の崩壊、あるいはこれが木の株を連れ、流木を連れ、上流にはどうしても木橋がある。その木橋を流して、それを連れながら濁流が今度はその次の木橋も押し流す。そうしてその力で、今度は永久橋がある、その永久橋に行つてみんなせかつてしまふ。そのせかつてために水位はどんどん上がる。上がつたが永久橋はなかなか流れない。ついにその両翼の弱い部分の堤防をこわして、いわゆる鉄砲水となつて濁流のためにもう下流の者は逃げ場を失うようなことになつて、人的被害あるいはその他のいろいろな悲惨な大被害を受ける、こういうようになつて参つておるのが昨年の山梨県の七号台風における、あるいは長野県における私は災害の一番の原因じゃないか、かように考えますときに、私はただいまの田中委員の御指摘になりました点については十分

われわれ為政者として考えなくちゃいかぬ。でありますから、この点は私は何もあえて建設省がどこまでも、山腹砂防までやろうとか、あるいは溪流の一番端つこまでも建設省でやらしてもいいとか、そういうことは私は考へておりません。もしもほんとうに山を完全に治めて、そして土砂の崩壊というものが防止されますならば、あえて私はこの事業を農林省に施行してもらつても、その方がいいということになれば、そういうセクシヨナリズムにこだわらず、年々歳々こういう原因で災害を繰り返すということは、私は絶対に考え直さなければならぬ、かように思つております。従ひまして、この点については十分私は長い間の私どもの所管でありますので、今ここで私がすぐどうというようなことはできませんけれども、少なくとも私どもは土砂の崩壊を防ぐには、いかにすれば一番いいかということに十分農林大臣とも検討いたしましたして、そしていづれも相談つて、そしてここに砂防の事業の完備を期したいと思ふ。もとよりただいま御指摘になりました長期砂防計画等につきましても、これはもう十分考慮に入れますして、今後雨が降るたびに山が崩壊しないような措置をとつて参りたい。このためにはこれは私一人ではできないことであるので、十分私どもは関係者あるいは農林省、あるいは企画庁その他と相談いたしまして、何らかの適当な措置をとることが、最も国土を守る上に私は重要であらうと思ふ次第でございます。

○田中一君 あとの質疑は次に譲りますけれども、少なくともこの十カ年計画の策定と同時に、一番おくれておりますところの、過去の率から見ますと、河川の改修よりも砂防事業の進捗度というものは非常におくれております。従つて新たにこの計画とともに、長期の砂防事業計画を確立するための作業をするかどうかという点について、一言だけ伺つてあとは明日の質疑に譲ります。

○政府委員(山本三郎君) 五カ年計画並びに十カ年計画はもちろんでございますが、そのあとどういふふうを持っていくなかという長期的の計画も同時に検討いたしたいと思つております。

○委員長(岩沢忠義君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

昭和三十五年四月二日印刷

昭和三十五年四月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局